

広告掲載者の資格及び広告内容の範囲に関する基準

1 広告掲載者の資格

広告の申込みを希望する者は、次のいずれにも該当しない者とする。

- ① 長崎県税を滞納している者
- ② 法令等の重大な違反をした者
- ③ 県から指名停止措置を受けている者又は不利益処分を受けている者
- ④ 暴力団又は暴力団の構成員その他これに準ずる者
- ⑤ その他自動車税種別割納税通知書用の封筒の広告掲載者として適当でないと認められる者

2 広告内容の範囲

掲載する広告の内容は、行政広報の公共性及び品位を損なうおそれのないもので、県に不利益を与えないものとし、次のいずれにも該当しないものとする。

- ① 法令に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ③ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- ④ 政治性又は宗教性のあるもの
- ⑤ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業に係るもの
- ⑥ 長崎県少年保護育成条例（昭和 53 年長崎県条例第 17 号）第 5 条（広告物に対する措置命令）に抵触するもの又はそのおそれがあるもの
- ⑦ 個人の氏名を含むもの又は社会問題その他についての主義若しくは主張にあたるもの
- ⑧ 当該広告の内容について県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- ⑨ たばこに係るもの（禁煙やたばこの健康被害に係るものを除く）
- ⑩ 金銭貸借（ローンなど）の表現、消費者金融に係るもの
- ⑪ 誇大又は虚偽若しくは事実と異なる内容を含むものその他事実誤認のおそれのあるもの
- ⑫ 社会的批判を招くおそれのあるもの
- ⑬ 教育的又は健康的な配慮が必要なもの
- ⑭ 比較広告、懸賞広告、クーポン付広告及びギャンブル(宝くじを除く)に係るもの
- ⑮ 広告内容に無関係な又は必然性のない水着姿、裸体等を含むもの
- ⑯ 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- ⑰ 第三者を誹謗し、中傷若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの
- ⑱ 前に掲げるもののほか、掲載する広告として妥当でないと県が認めるもの